

7 平等原則（憲法 14 条 1 項）

〔first step〕

憲法 14 条 1 項は「合理的理由なくして差別することを禁止する趣旨」であり、平等権と捉えるよりも平等原則として捉える方が答案化しやすい（※平等権と構成し三段階審査で判断するのは×）。

平等原則は、端的にいえば区別（別異取扱い）に「合理性」が認められるか否かだけが問題となるため、「誰」と「誰」, 「何」と「何」が区別されているのかの特定（ α と β の区別）をした上で、以下の平等原則の処理に流すことになる。

<平等原則の趣旨及び審査密度を決定する考慮要素>

国家は、個人の人格を適正に配慮する客観法的な統制として（憲法 13 条）、国民を法の下で平等に取り扱わなければならない（憲法 14 条 1 項）。この「平等」の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠の基づかない差別を禁止する趣旨である（相対的平等）。また、後段列挙事由は例示にすぎないため、合理性の審査は①立法裁量の所在, ②区別事由の性質, ③権利利益の負担を考慮して判断する。

〔second step : ①立法裁量の所在〕

上記論証のうち①立法裁量の所在を問題となる領域毎に使い分けて論じる必要がある。ここでは、その領域毎にフレーズをまとめているので、問題に応じて書けるようにする。

<p>刑罰領域</p>	<p>憲法 31 条は刑事手続の法定を規定しているが、<u>刑罰権行使の濫用を防ぐため実体法規の内容の適正も要求される</u>（罪刑法定主義）。また、刑罰の内容及び範囲、程度を法定する際には、<u>正確な基礎資料の入手と多様な考慮要素の衡量に基づく政策技術的判断が必要</u>となる。</p> <p>したがって、刑罰の法定は立法者の政策裁量に委ねられる（機関適性あり）。ただし、<u>刑罰は国権の作用による最も峻厳な作用</u>であるから、特に基本的人権に関連する事項につき罰則を設けるには慎重な考慮を必要とする。</p>
<p>租税法領域</p>	<p>課税要件及び租税の賦課徴収手続は<u>法律で明確に定めることが必要</u>であり（憲法 84 条）、租税は財政需要の充足のみならず、<u>所得の再分配、資源の適正配分、景気調整</u>という財政目的一般、<u>財政・社会・経済政策に関わる</u>。</p> <p>したがって、租税法領域においては、<u>上記正確な基礎資料の入手と多様な考慮要素の衡量に基づく政策技術的判断が必要</u>となる。</p>
<p>相続領域</p>	<p>相続制度を設計するにあたり、<u>それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情などを考慮する必要</u>がある一方で、<u>家族形成に密接に関係するものであるから、婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等をも考慮する必要</u>がある。</p> <p>したがって、相続制度の領域においては、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らし、<u>上記正確な基礎資料の入手と多様な考慮要素の衡量に基づく政策技術的判断が必要</u>となる（憲法 24 条 2 項）。</p>

国籍領域	<p>憲法 10 条は日本国籍の得喪に関する要件を法律で定めることを規定している。そして、その制定の際には、国籍が<u>国家の構成員としての資格</u>であることを前提に、<u>それぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要がある</u>。</p> <p>したがって、国籍要件を法定する際には、<u>上記正確な基礎資料の入手と多様な考慮要素の衡量に基づく政策技術的判断が必要</u>となる。</p>
選挙領域 (制度形成の論理)	<p>選挙権は公務に参与することを通じて国政に関する自己の意思を表明する最も重要な基本権ではあるが、その具体的な内容や行使方法は、選挙に関する具体的な法律制度によって形成される（憲法 43 条 2 項、47 条）。</p> <p>その制度形成にあたっては、選挙された代表者を通じて（憲法 43 条 1 項）、国民の利害や意見が<u>公正かつ効果的に国政の運営に反映されること</u>を目標とし、他方で政治的安定性の要請をも考慮しながら国の実情に即した選挙制度を具体的に決定する必要がある。このように選挙制度には一定不変の形態が存在しないため、<u>公正かつ効果的な代表という選挙制度の設計は国会の広い裁量権に委ねられている</u>。</p>

※それぞれの領域で立法裁量が認められるため、審査密度は緩やかになる傾向にあるが、後述②③の考慮要素を示して審査密度を厳しくする流れにもっていくと論じやすい。

〔third step : ②区別事由の性質〕

平等原則の合理性をどこまで厳しくみるべきかにつき、上記論証では②区別事由の性質を考慮要素の一つとしている。ここで問題となるのは、憲法 14 条 1 項の後段列挙事由の性質である。

↓後段列挙事由の意義

「人種」	皮膚・毛髪・目・体型等の身体的特徴によりなされる人類学上の区別
「信条」	宗教上の信仰及び思想・世界観など、思想上の信念
「性別」	生物学的な男女（※性自認は含まれない）
「社会的身分」	広く社会においてある程度継続的に占めている地位
「門地」	家柄、血統など（※先天的であれば社会的身分と重なる）

☆判例は後段列挙事由にあたることを理由として審査密度を上げているわけではないが（※あくまで例示列挙）、それは形式的に後段列挙事由に該当することをもって審査密度を上げることはできないという意味にとどまり、その内実を明らかにすれば審査密度を上げることは可能である。

- i 歴史的経験に照らして過酷な差別事由として用いられていたこと
- ii 自己の意思や努力で変えられない事柄か否か（不変的特性）

〔fourth step : ③権利利益の負担〕

国籍：「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」（重要な法的地位）
 婚姻をするについての自由（憲法 24 条 1 項）に対する直接的な制約
 ⇒精神的自由ないしそれに関連する重要な権利に関わるかどうか

〔fifth step : 規範〕

論証の流れとしては、「誰」と「誰」、「何」と「何」が区別されているのかの特定（ α と β の区別）をした上で、＜平等原則の趣旨及び審査密度を決定する考慮要素＞を書き、上記①～③の考慮要素を認定し、規範を提示することになる。判例は一貫して合理的根拠（理由）があるかを規範にしているが、受験生としては下記規範を提示してあてはめる方がやりやすいだろう。

なお、区別する「目的」と「態様」で分けて、前者は目的の正当性ないし重要性、後者は目的との関連性と書き分ける答案の書き方もあるが、厳密に区別できない場合もありうる。そこで、このテキストでは、 α と β を区別できるほどの規制目的かという形で、関連性も含めて目的審査に一元化する。

後述する尊属殺人事件では別異取扱いの程度（相当性）も問題にしているが、これは比例原則の問題である。区別する必要があっても（合理性あり）、その不利益の程度が不相当であれば比例原則違反になる。

<規範>

以上より、区別に合理的な根拠があるか否かは、当該法令が α と β を区別し得るほど重要 or 正当な利益を確保する目的か否かによって判断される。仮に規制目的に合理的根拠が認められたとしても、区別に基づく事情の相違が比例している必要がある（別異取扱いの程度）。

※平等原則はそもそも裁量統制の一種であるし、「区別」は法の機能に内在的に存在するため、原則緩やかな審査が妥当する（イメージとしては、緩やかな審査をどう上げていくかという形）。

- ・判例の整理（※上記規範に沿ったあてはめなので、結論は同じでも導き方が少し異なるので注意）

〔判〕尊属殺人事件（最大判昭 48・4・4 刑集 27 卷 3 号 265 頁）

刑法 199 条：「人」 旧刑法 200 条：「自己又は配偶者の直系尊属」

区別する目的：社会生活上の基本的道義（自然的情愛ないし普遍的倫理の維持）

→卑属の尊属に対する尊重報恩（※判例は刑法上の保護に値するとしている）

⇔家制度に基づく普遍性のない考え方→当事者の自発的遵守によるべき（私見）

判例は刑の加重の程度が極端であることを理由に憲法 14 条 1 項に違反するとしているが、これは比例原則（憲法 13 条）の問題である。

上記私見によれば、区別する目的が、直系尊属とその他の人で区別するほどの正当な利益を確保するものではないとして、憲法 14 条 1 項に違反する主張も可能。